



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	スクールソーシャルワーカーからみるこれからの子ども家庭支援のあり方：当事者の主体尊重を基本とする支援の可能性
Author(s)	日置, 真世; Hioki, Masayo
Citation	子ども発達臨床研究, 4, 21-34
Issue Date	2010-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/42953
Type	departmental bulletin paper
File Information	ARRCCCD4_003.pdf



スクールソーシャルワーカーからみるこれからの子ども家庭支援のあり方～当事者の主体尊重を基本とする支援の可能性

日 置 真 世*

School Social Workers take a look at how to properly support children and families: concerned, subjective, respect to support potentiality.

Masayo HIOKI

要 旨

子ども家庭を取り巻く社会問題が深刻化を見せているなか、2008年4月からスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）が文部科学省のモデル事業として全国で導入された。日本社会において学齢児の子どもたちへ大きな影響力を持つ学校（教育分野）にソーシャルワーク（福祉分野）の専門職が導入されたことで困難な状況に置かれている子どもが支援につながる機会が拡大し、学校が地域の支援機関との連携を強めるなど様々な意味で大きなチャンスといえる。しかし、現実ではそれぞれの現場は直面する事態の対応に追われたり、世間やマスコミから過剰な攻撃や追及の矢面に立たされたりなど安心して本来の力や役割を發揮できない状況もあり、教育と福祉という異分野の連携はSSWが導入されたからといって、簡単に効果が上がるようなものではない。

本論文は筆者がSSWの一人として一年半余り札幌市において取り組んできた支援実践を支援を受ける側の立場に立った問題意識¹に基づき振りかえることで、子どもたちや家庭とそれを取り巻く学校や関係機関の支援の現状をまとめ、これからの子ども家庭支援の在り方について提言を試みるものである。

キーワード：スクールソーシャルワーカー、エンパワーメント、当事者主体、社会資源としての学校

(1) 札幌市のSSW活用事業について

札幌市教育委員会は2008年6月よりSSW活用事業を実施した。札幌市立のすべての小学校、中学校、高校、特別支援学校の300校以上を対象に2名の配置でスタートしている。同年、北海道内では札幌を含む20(12市8町)の自治体で導入された。札幌市は事業実施にあたり、専門資格を有することを条件にしたことから社会福祉士、精

神保健福祉士の資格を有し、また結果として両名とも福祉現場で実際にソーシャルワーカーとして経験も有する専門家を配置することになった。2年目の2009年度は3名に増員されたが1人あたりの稼働時間が減ったことから全体の稼働は変わっていない(2009年度1人180時間稼働)。

私は2008年5月に現職に赴任した際に資格を有していたことから声がかかり、従事することになるといいうわば偶然的な経過でSSWとして実

*北海道大学大学院教育学研究院 附属子ども発達臨床研究センター 助手

践がスタートした。札幌は初年度に「拠点校方式」ⁱⁱを採用し、北区の小学校に在籍することになったが、活動の拠点であるという位置づけであるだけで実際には300以上の学校を対象として支援が行われる。相談はまず各学校から教育委員会に設置されている専用の相談窓口へ寄せられ、その中から教育委員会担当者がSSWの派遣が有効と判断されるケースについて紹介を受ける。その後、学校と連絡を取り合い協議のうえ、支援方針を立てて支援を開始する。

(2) 支援実態の概略

私が2008年6月から2008年1月までの1年8カ月の間で行った支援の概略は以下の通りである。

- ①学校数：24校(小学校12校、中学校8校、高校2校、特別支援学校2校)
- ②ケース数：63世帯 70名(小学生24名、中学生25名、高校生21名)
- ③支援状況：支援継続中18名 終結20名
移行8名 中断11名 待機13名
- ④対応方法：本人面接23名 家族面接28世帯
支援者面接・ケース会議19世帯
- ⑤相談時の主訴：不登校32名 養育環境17名
発達障がい6名 行動面12名 非行1名 異文化1名
- ⑥世帯特徴：母子・父子世帯等40世帯 生活保護世帯20世帯 その他経済苦9世帯 養育者の障がい・疾患25世帯

学校別では小学校が12校と多いが、子どもの数では中学生が25名と最も多くなっている。また、高校は2校であるが高等養護学校、養護学校高等部を含めて高校生年齢も学校数が少ない割にケース数は多いのが特徴である。24校の学校のうち、一つのケースの相談を受けることをきっかけに成果を共有し、その後のケースが次々と依頼される形で継続的に活用してくれている学校が小中高養護学校と各1校ずつある。

支援状況については現在継続して行っているケースが18名で最近支援がスタートしたもののから導入スタート直後から1年半以上経つものまで継続期間は様々である。終結は20ケースで、市外への転校、卒業、施設入所、入院などから学校から相談を受けて情報提供のみで終了するような場合もある。移行は他の専門機関に主な支援を引き継ぐケースで、ほとんどが障がいの相談支援事業所ⁱⁱⁱとフリースクール^{iv}である。中断は面接などの何らかの支援を行ったものの特にSSWが支援を継続する必要性が薄いために学校や児童相談所などの見守りや支援にゆだねて再度必要とされる場合には支援を再開するようなケースで11ケース、待機は学校から相談を受けた後、直接面接等の支援につなげてもらうタイミングをはかっている状況^vのものであり13ケースとなっている。

対応については合計70名のうち直接本人と会って話をしたのが23名と全体の約三分の一。母親など養育者と会って話をしたのが28名と世帯数の半分弱^{vi}。関係の深い支援者(生活保護ケースワーカー、児童相談所担当者、主任児童委員など)を訪ねて状況について確認したり、関係者が開催するケース会議に出席したのが19世帯となっている。

相談時の主訴は圧倒的に不登校が多く、次いで養育環境に関すること、子どもの行動面について、発達障がいとなっている。これらはあくまでも学校が紹介してくるときの主訴であり、実際に支援を要する背景は世帯特徴にもあるような貧困の問題、養育者の障がい・疾病、母子父子家庭などの養育環境の厳しさなど社会的なハンディが複雑に存在している。

(3) 相談内容の特徴

- ① 「不登校」と「行動面」その背景にある養育環境・養育者の悩み

SSWは学校の要請によって相談が始まることから学校が課題意識を持ちやすい「不登校」がまず主訴として多くあがってきている。また、教室

でじっと座ってられない、遅刻や無断欠席が多い、対人面のトラブルや暴言・暴力など行動面が主訴になる相談も多い。しかし、そのいずれも背景には養育環境の厳しさと養育者が抱える悩みが存在しており、支援の方向性は家庭の養育環境の整備となる。

家庭の中には学校へ行く発想がほとんどない、学校の存在についてあまり気に留めていない、気にならないケースも少なくない。その場合にはいくら学校が「学校に来てください」と働きかけたところで効果はなく、コンタクトをとることすら難しくなる。また、日常の生活状況が学校生活を送る上で支障をきたすことが通常になっている家庭もある。朝の時間帯に起きない、ご飯を定期的に食べていない、着る服がない、学用品など学校に必要な道具や準備がされていない場合などは当然、子どもたちにとっては学校に行けるような状況ではない。さらには家庭が抱える課題を子どもが引き受けたり、不安になったりして家から離れられない場合もある。家事や育児などの手伝い、養育者の病気や障がいの状況やそれに起因する行動面への心配、DV など家庭内の課題を背負い、学校に行けないあるいは行っても行動面でのトラブルになって表れる。

こうした相談の多くは周囲から「困った家庭がある」「どうしようもない親がいる」「親を何とかしなくては」という評価を受けてSSWへとつながってくる。しかし、それはちょっと見方を変えると「困っている家庭がある」「どうしていいかわからない親がいる」「何とかしなくてはならないことにも気づけない親がいる」ことであり、周囲を困らせている保護者が実は支援を必要としているのである。保護者自身が虐待を受けていたなど厳しい養育環境の中で育っていたり、その家庭から飛び出すために早くに結婚をしてDVや離婚、経済苦などの新たな問題を抱えてしまったり、学校時代に不登校やいじめなどたくさんの辛い経験をしてきたり、発達障がいや知的障がい、精神障がいを抱えていたり、人との付き合いが極端に苦手だったり、距離感をうまくつかめなかったり、本

当は困っていて助けてほしいのに表現がわかりにくかったりする。また、周囲に理解者がいない、親類縁者との関係も断たれている、友人も少ない、支援機関などの情報から隔絶されているなど社会から孤立している世帯が非常に多い。そうした世帯のなかには自分の置かれている状況を理解し、解決方法に気づくチャンスすらなく、周囲から好きなように生きて子どもの養育を顧みないもしくは子どもを利用してのように思われる場合もあり、「あの親は困っていない」「問題意識の薄い親」と評価を受けることがある。しかし、私はこれまでの支援で出会った保護者や子どもたちは必ず理解や支援を求める気持ちがあり、環境を整え、エンパワーメントの支援を行うことによって状況を理解したり、自覚したり、表明したりすることができると考え対応をしている。

② 世帯の中に潜む様々な障がい

相談を受けた家庭のうち約50世帯が子ども、保護者その他の家族のいずれかが何らかの障がいを抱えている。最も多いのは発達障がいであるが、次いで養育者の精神障がい・疾患が目立つ。なかには一つの世帯に複数の障がいが潜んでいることも少なくない。SSWにつながるケースの場合にはそうした障がいについて気付かれることなく放置されていたり、適切な専門機関につながっていなかったり、医療にはつながっているものの、日常生活での生活支援を受けることがないまま厳しい状況にいる場合が多い。比較的障がいがはっきりしている場合には障がいの相談支援事業所など専門機関にうまくつなぐことで安定化に結び付くことが多いが、必ずしも障がいとは言えないような精神的な不安定やパーソナリティ障がいもしくは強い個性による対人の困難などを抱える場合には精神科を受診するものの日々の生活課題や子育ての支援、対人コミュニケーションなどの社会性に関してケアする体制をなかなか作ることができずに、支援は困難になる。

いずれにしても、専門的な関係機関の支援の有無にかかわらず障がいが背景にある場合には障が

いに関する理解やその特性に応じた関わりの工夫が不可欠となるが、学校という集団生活や教育という制度がそうした個別的なニーズへの対応を阻むことがまだまだあり、医療などの専門機関につながり適切な見立てや診断がされるだけで解決に直結することはほとんどなく、その後の学校や生活における適切な対応が求められるが、現実はまだ課題も多い。

③ 年齢が高くなるほど問題が複雑化、深刻化

数字でも表れている通り学校数に比べて高校生の相談が非常に多いが、またその相談内容は非常に深刻で複雑な問題を抱えているケースが多くみられる。特に関係の深い高校は定時制の高校でありそもそも多様な課題を抱えながら進学してくる子どもたちが多くいることもその背景にある。高校は義務教育ではないため不登校が主訴である相談はほとんどなく行動面や養育環境の相談がほとんどとなっている。対人面のトラブル、リストカットや摂食障がい、家出、親子の不信、困窮問題などに支援への拒絶や危機意識の常態化が複雑に存在して相談につながってくるためその対応は対処療法的にすぎなかったり、対応をしきれないまま退学や入院に至ってしまったたり、実際の支援にあたっては学校や他の支援機関と連携して取り組んでもなかなか硬直状態から脱せずに見守り程度になってしまうことも少なくない。また、18歳を過ぎると児童相談所の支援対象から外れるため一時保護や施設入所などの危機回避の手立てもなくなるため支援そのものも困難になる。

そうした相談の課題は決して年齢が高くなってから表面化しているのではなく、幼児期や小学校低学年から何らかのサインが出されていたり、相談機関につながっていたり、学校が心配をしていたり、本人や周囲が何らかの違和感を抱いている。しかしながら、その漠然とした違和感が有効な支援につながる事がなかったり、つながったとしても継続しなかったり、「あの子（親）は問題だ、大変だ」という認識だけが引き継がれて、適切な支援に結び付かない実情がある。その結果、本人

や周囲も気付いたままに課題は先延ばしになり、中学生、高校生になって本当に深刻な事態を招いてどうしようもなくなった状態でSSWへとつながることになる^{vii}。

(3) 支援方針と支援観～エンパワーメントと地域づくり

私は与えられた条件下でできる限りSSWが効果を発揮するための支援方針を当初から掲げていた。対象となる学校や子どもの数を考えると物理的に個別ケースに対応することは限界があり、また単年度の委嘱による従事では継続性が確保できないことから、子どもや家庭へのケースワークではなく学校へのソーシャルワークおよび地域や制度に対するコミュニティワークを意識している。これまで学校においては子どもたちの生活ぶりや行動面や保護者の養育力不足など個々の課題に着目し、その改善を図ろうと一方的な対応をする指導スタイルが一般的であったが、SSWが導入されることによって子どもたちや家庭を取り巻く社会的な課題や背景に目を向け、環境に働きかけていく視点へと発想の転換が必要となる。それは学校の関係機関と連携、地域に開かれた学校づくりの必要性^{viii}として注目される。しかし、私にはそれらに加えて「支援におけるエンパワーメントの重視」「対等で協同的な解決に向けて主体的に動くチームによる支援体制づくりの推進」がなければ限られた支援が対処療法に終始する厳しい現状は打破できないと考えている。SSWにおいてももっとも重要な目的は「エンパワーメント」の発想を支援実践で共有することであり、私は実際の支援の際には解決のためにエンパワーメント対象を見定め、SSWの役割と方針を大まかに以下の4つに分類して支援を行っている。

① 直接支援タイプ(当事者のエンパワーメント)

本人および保護者と直接会って、話をし、信頼関係をつくりながら一緒に支援方針や今後の作戦を考え、実行する支援の方法。継続的に面談な

どの直接関与する機会を設け、当事者の悩みや迷いなどに寄り添い、理解をし、味方になって必要に応じて関係機関への同行なども行う。学校と子ども・家庭の関係がよくない場合、諸費の滞納や感情的なトラブルなど利害関係が濃くなっている場合、非常に個性が強く理解されにくい保護者の場合にこの方法をとるケースが多い。また、ほかの支援へとつなぐために一時的に家庭訪問や同行などにより信頼関係を構築するなど次のステップに進むために期間限定で直接支援を行う場合もある。

② 学校応援タイプ（学校のエンパワーメント）

子どもや保護者と関わることを学校と一緒に考えたり、アドバイスしたり、確認作業や情報提供をする支援方法。すでに学校が教員間で役割分担をするなど工夫して関わりを持っている場合、担任ほか特定の先生との信頼関係が構築されている場合、子どもや保護者が新しい人につながる事が苦手な場合、まずは学校が関わりを持って今後の展開を考えたい意志を持っている場合などに用いる。学校がもつ力やネットワークを高める方法である。

③ 連携タイプ（地域のエンパワーメント）

学校以外の機関や人が中心的に支援をしているのを後方からサポートする支援方法。SSWの直接支援によって関係機関につないだ後にサポートする事後連携とすでに専門機関が中心となって支援しているところにオブザーバー的に応援するサブ連携の二つのタイプがある。子どもや家庭の支援を行う専門機関の主体性を尊重し、支援する立場へ必要とされるお手伝いすることによって地域資源の力を高め、支援力のアップを図る。

④ チームづくりタイプ（システムのエンパワーメント）

実際の支援にあたり複数の立場の関係者が密に連絡を取り合ったり、合意形成をしたり、支援について協議したり、またチームメンバーを増やす

など役割分担をしながら支援を展開する支援方法。③の連携タイプとも連動するが、一般的に「困難事例」と呼ばれるケースに対してはこのチームづくりをもっとも重要視する。とりわけ支援チームにどうやって当事者の思いや参画を取り入れていくかがカギを握る場合が多い。基本は個別ケースのチームであるが、個々のためのチームづくりは地域の連携を生み出し、制度を含めたシステムの在り方への提言にもつながる重要な支援である。

以上の4つの方向のエンパワーメントをケースの状況や要請に応じながら使い分けたり、併用したりする。途中で支援方法を変更することもある。

(4) 支援の実際

次に実際の事例概要一覧を見ながらSSWの支援がどのように行われるか紹介する。

① 保護者の生活や思いを理解し、徹底的に寄り添う

直接支援タイプの中でも保護者との連携を図りながら支援を行っている事例として世帯No.21、24、54などがある。いずれも母子世帯でお母さんが精神障がいを抱えていたり、世帯の中に障がいを持つ家族がいたり、生活保護や経済苦の問題など複雑で深刻な生活状況にある。周囲の見立てとしては家庭の養育力不足であることは否めず、子どもたちにとって生活環境は苛酷であり家庭内の脆弱性を子ども自身が背負っている状況にあった。さらに学校からの相談時には学校が認識する危機感と保護者の危機感にギャップがあり、学校との連携がすれ違ったり、噛み合わなかったりなどうまくいっていなかった。

21は学校から相談後すぐに担任と同行して家庭訪問を行い、それなりの関係性をつくることができたが保護者が支援を必要とする動機が生じるまで1年以上を要した。その間、学校が本人から丁寧に家庭状況について話を聞き出し、見守りをする体制をつくりながら、本人を通していつでも

相 談 き っ か け	学校 No.	学校	No.	世 帯	支援タイプ	支援 状況	連携状況				
							保護 者	本人	ケース 会議	支援者	
異文化	1	A小	1	1	②	2					
養育			2	2	②	2				1	児相
不登校			3	3	②	2				1	CW
発達障がい			4	4	①	1	1	1			
行 動			5	5	①②③④	1	1	1	1	1	児相、SC、巡回相談員、学びのサポーター
発達障がい			6	6	①	1	1	1			学びのサポーター
不登校			2	B中	7	7	② ①	1			1
発達障がい	8	8			②	2					
養育	9	9			②	2					
発達障がい	10	10			②	2					
養育	3	C中	11	11	③	2				1	児相
行 動			12	12	②	1					
不登校			13	13	②	1	1	1		1	指導学級
不登校・行動			14	14	②	5					
行 動			15	②	5						
行 動											
不登校			17	16	②	5					
不登校			18	17	②	5					
不登校			19	18	②	5					
不登校			20	19	②	5					
非 行	4	D中	21	20	①	2	1				
養育	5	E高校	22	21	①②	1	1	1		1	SC、区役所、サポステ
養育			23	22	②	2					
行 動			24	23	①③	2	1	1			
養育			25	24	①③	3	1		1	1	障相、小学校
発達障がい			26	25	①	3	1	1			
養育			27	26	②	2					
発達障がい			28	27	③	3	1	1			
養育			29	28	①②③④	1	1	1			
養育			30	29	①②③	4	1	1			
養育			31	30	①②	1	1				
行 動			32	31	②	4					
養育			33	32	①②	4		1			
不登校			6	F中	34	33	②	2			
不登校	35	34			①	2	1				FS
不登校	7	G小	36	35	①③	3	1	1		1	FS
不登校			37	36	②	2	1				
不登校	8	H小	38	37	②	4					
不登校			39								
不登校	9	I中	40	38	①②③④	1	1	1	1	1	児相、FS、SC
不登校			41	39	②	2					

相 談 き っ か け	学校 No.	学校	No.	世 帯	支援タイプ	支援 状況	連携状況				
							保護 者	本人	ケース 会議	支援者	
行 動	10	J小	42	40	①②	2	1		1	1	児相、家児相、養護学校、教 セ
行 動			43			1					
養 育			44	41	③	5				1	主児
不 登 校	11	K養護	45	42	③	3	1	1			
行 動			46	43	②	5					
養 育			47	44	②③	3		1			
行 動			48	45	②	4		1			
養 育			49	46	①②③	4	1	1			
不 登 校			50	47	②	4	1				
行 動			51	48	②③	3		1			
行 動			52	49	①②③	1	1	1			
不 登 校	12	L中	53	50	②	2	1				
不 登 校			54	51	③	1			1		SC、児相、CW、子家支セ
不 登 校			55	52	①②③	1		1			SC
不 登 校			56	53	③④	1			1		SC、児相、CW、子家支セ
不 登 校	13	M小	57								
不 登 校	14	N小、M小	58	54	①②③④	1	1	1	1	1	児相、保健師、障相、ヘルパー、 児童デイ
不 登 校	15	O中	59	55	②③	4				1	教セ
不 登 校	16	P小	60	56	①	4	1				
不 登 校	17	Q小	61								
不 登 校			62	57	②	2					
不 登 校			63								
不 登 校	18	R養護	64	58	①③	4	1		1	1	障相、FS、ヘルパー、通所施設
行 動	19	S高校	65	59	②	5					
不 登 校	20	T小	66	60	①②③	3	1	1		1	FS
不 登 校	21	T小、U小	67	61	①③	1	1	1		1	CW、FS
不 登 校	22	V中	68	62	③	5				1	CW
不 登 校	23	W小	69								
不 登 校	24	X小	70	63	③	5				1	児相、CW
						計	28	23	9	19	

児相…児童相談所 CW…区役所生活保護ケースワーカー 精保相…精神保健福祉相談員 サポステ…若者サポートステーション 障相…障がい者相談支援事業所 FS…フリースクール SC…スクールカウンセラー 家児相…家庭児童相談員 主児…主任児童委員 教セ…教育センター 子家支セ…子ども家庭支援センター
 支援状況：1…継続中 2…終結 3…移行 4…中断 5…待機

公的な支援が受けられるような準備をして機会を待った。その結果、時間がかかったが頑なに支援を拒否していた保護者が自発的に相談することでスムーズに支援につながり、サポート体制も整った。また、そうしたプロセスを経ることで本人および保護者が自らの意志決定によって支援が行わ

れることを学び、現在は必要性を見極めて関係機関と連携できるようになっている¹³。

また 54 は数年単位で学校にまったく行っていない状況ながら学校からの働きかけに保護者が応えてくれず対応しかねていたが、世帯状況から不登校の子どもへの相談ではなく、世帯の中に障が

いを持つ子どもがいたことに着目し、そこへの応援からスタートした。もっとも世帯の状況を具体的に楽にできるような関わりを行うことで「相談することで自分たちの生活が役に立つ」「基本的によりよい生活を応援してくれる」という認識を持ってもらえるように配慮した。母は面接の中で「頭から『こうあるべき』という価値観を一方的に押し付けられるのは嫌だ」と話しており、経済的な困難や複数の生活課題を抱えながら必死に子育てする日々を追われ学校からの家庭訪問などの働きかけもプレッシャーになっていた。障がいの相談支援事業所と連携し、できるだけ母親の生活の負担にならないように送迎つきで相談に同行したり、平日にお休みを取りにくい就労状況に配慮して、福祉サービスに関する手続きについて代行できるものは代行し、一度に済ませられるものは済ませられるように細かい連絡調整を行ったり、少しずつ支援につなげていった。そして、時々、世帯が置かれている状況や支援の必要性についても率直に情報提供し、意向を確認した。その結果、時間を要したものの信頼関係も深まり、世帯全体の生活が安定化すると同時に本人の気持ちも学校へ向かい始め、引越しを機に転校した小学校への引き継ぎがうまくいって徐々に復学へと進んでいる。

② できることから目の前のことから～本人の自立を目指して

相談ケースの中には明らかに家庭が養育機能を果たしていないもしくは子どもにとって過酷な生活状況であるにも関わらず本人の年齢が高く生命の危険にさらされている状況でもないことや本人が希望しない、成人した兄弟がいるなどの諸々の理由により保護の対象にならず、結果として置かれた厳しい家庭環境の中で生き抜いていかなければならない子どもたちにも出会うことがある。児童相談所は保護者に対して指導を行うが、単に指導だけで養育状況が改善することはほとんどなく、効果は見込めない。生活保護を受給している場合には保護のケースワーカーが保護費の支給

を盾にして強い指導をすることもできるが保護を受けずに寄せ集めの不安定収入で何とか生活している場合には経済的にも非常に厳しいうえに、行政が保護者に対して強制力を発揮できないため、そうした家庭の子どもへの支援は困難を極める。

世帯 No.38 は着るものも食べるものも満足にないまま、ほとんど外部の社会と接点がない不登校状態で担任の先生が時折食料を持って様子を見に行く状況であった。私も担任の先生を通じて本人に紹介してもらい何度か食べ物を携えて家庭訪問を繰り返す、最初は玄関先で世間話をしたり、訪問ができない時には手紙を出してコミュニケーションを図ったりするうちに数ヵ月後ようやく外に一緒に出かけることができ、近所の公園のベンチで生活の様子を聞き出すことができた。保護者や家族への協力は得られそうもない実態を共有し本人と今後について相談したところ、できれば働いて少しでも自分で自由に使える現金を手に入れたという希望があったのでそれに向かって準備を始めた。小学校の中学年ころからあまり外へ出ることもなく、金銭を使うような社会的な活動から遠ざかっていたため人とのコミュニケーションや一般的な知識や経験も少なく、本人と相談して市内のフリースクールに顔を出してみることにした。本来、フリースクールを利用するためには利用料が発生するが、事情を説明し掃除などのお手伝いをする事で免除してもらうことにして通うことになった。地下鉄一本でいける場所にあったが最初は家からずっと同行し、次第に家に迎えに行って地下鉄の降り口で待ち合わせるなど、試行錯誤して一人で行くところまで至ったが、体調不良などで通所が途切れたことを機に一人での通所は足が遠のいている状況である。卒業を間近にして今後の支援展望に明るい見通しはないが、地域の支援機関との接点をつくり本人が家族に頼ることなく自立に向かえる環境を一緒に考えていく予定である。世帯全体を再構成する*ことも含めて児童相談所、学校と協議しながら進めようと考えている。

このケースにおいて本人との関係を築くことが

できたのは食べ物だった。満足に食べるものがない状況で外食も数年来しておらず、普段もほかの家族が不規則に調達する米や調味料で何とかまかなっている生活でもっとも必要としているのは話を聞いてくれることではなく自分の好きなものが食べられることであった。外出して公園で詳しく話を聞いたときにその気持ちがよくわかり、帰りに近くのスーパーで食料を買いに出かけることで最終的な信頼関係ができた感触を得ることができた。その後もたびたび食べ物を持参し、フリースクールに通うための交通費もないため必要経費を負担することもある。そうした支援は公的な支援の範疇を超える好ましくないこととして批判もあるだろうが、本人にとって利益をもたらす実感を得ることができる支援なしには信頼関係は成立しないことから踏み切っている^{xi}。

ほかにも高校生の相談において保護者への関わりをあえて選択せず、本人への支援を学校と連携しながら粘り強く、細く長く継続するケースもある。早急な家庭状況の改善には直結しなくても長い目で考えた時に信頼できる大人との関係づくり、自立していくための働きかけ必要とされる^{xii}。

③ SSW 活用上手は支援上手～常連校の実践

SSW は校長の依頼によって支援がスタートするため、学校側の活用方針や活用実態によって連携の状況はかなり異なる。一覧を見てもわかる通りA小、C中、E高校、K養護学校の4校はケース数が多く、深く連携して関わるスタイルからつなぎまでの待機ケースや学校へのアドバイスのみのケースまで幅広く支援を行っている。この4校はいずれも窓口となるキーマンの先生が存在し、管理職を含めて活用への理解が深い。こうした学校の共通点は、すでに学校が子どもたちや家庭が抱える課題に対して意識が高く、学校でできる範囲の支援も十分すぎるほど行っており、そのうえで自分たちではできない部分を的確に相談し、支援やアドバイスを仰いでくることにある。導入されてから2年余りが経つ中でSSWの存在すら知らない学校もある一方でこうしたフル活用をす

る学校もあるなど活用状況が学校によって大きなばらつきがあるのが実態である。いずれの学校にも複雑な困難を抱えて支援を必要としている家庭は多かれ少なかれあるのが現状の中で相談につながったケースの抱える深刻さも痛感するものの、相談支援につながるものないたくさんの子どもたちや家庭の存在を想像すると今後への対策に向けてどう支援を発展すべきか課題の大きさを思い知るのである。

その大きな課題に一石を投じる取り組みとして初年度に拠点校として配置されたA小学校との実践は多くの示唆と可能性を秘めている。拠点校として自主的に名乗りをあげたこともあり、A小学校は校長先生を中心とした学校ぐるみの家庭支援を展開していた。当初、保護者の支援を必要とする不登校の子どもとの相談からスタートしたが学校の関わりを後方から支援するスタイルで問題意識を共有していった。やがて、その後に行動面での問題を抱える子どもへの相談を受けて、保護者面接、本人への支援、専門機関へのつなぎ、職員研修会の講師、教室内での支援体制づくりのための大学院生や地域の学童保育所の職員に呼び掛けて学びのサポーター体制をコーディネートするなど支援を展開してきた。また、発達障がいを持ちながら普通学級に所属する数名の子どものお母さんや子どもたちの悩みを聞いたりサポーター体制と一緒に考えたりするうちに、こうした個別の対応だけでは限界があり、地域のサポート体制づくりをしなければ本当の意味で子どもたちや家庭を支えることができないとの共通認識のもとに、SSWと校長の協働企画によって2010年1月に地域サポート交流会を実施するに至った。交流会には児童相談所の地区担当や区役所の児童家庭相談員、交番の警官、隣の中学校の先生たち、地域の民生児童員さんたち近隣にある児童養護施設に併設する子ども家庭支援センタースタッフ、地域のまちづくりセンターのセンター長、学びのサポーターなど30名近くが集まりお互いの顔や役割について確認し合い、子どもや家庭が抱える課題について情報交換や今後の連携について話し合

うことができた。それをきっかけとして、この後も日常的な交流の場を設けて連携する体制の基盤ができた。さらには保護者への啓発として家庭教育学級でSSWについての情報提供とPTAのお母さんたちとの意見交換の機会もあり、地域のあらゆる立場の人たちが理解と認識を共有して支え合っていくような体制に向けて様々な試みをしている。

A小学校における実践は単にSSWとしてではなく、モデル実践ケースとしてサポーターとして関わっている院生や今後の支援に必要とされるアドバイザーとしての参画を含めて学校と地域、そして大学との協同的な研究事例として継続的に関わることになっている。

(5) 今後への提案

最後にSSWの支援を通して学んだことと私が前職で実践してきた地域支援の経験をもとにこれからの地域において子どもや家庭を支えるために必要な視点や取り組みについて提案する。

① 親（家庭）を支える発想の定着、具体的な仕組みづくり

学校を含めた支援者が目の当たりにしているのは子どもにとってあまりにも過酷な養育環境であり、養育に無頓着な保護者の現実であるため、どうしても感情を含めてそうした保護者に対して批判的になったり、改善を求めたり、責任を追及したり、指導や矯正の対象として見てしまう発想になりがちである。しかし、そうした感情や発想は結果として養育者の行動変容にはほとんど効力を持たない。専門家の批判的な見方や指導や矯正を迫る態度や姿勢はたとえ直接的な表現をしなくても保護者は敏感に感じ取って、そこから逃れようとしたり、弁解をしたり、取り繕うとしたり、拒否しようとしたり、攻撃的になったり、関係性の構築を阻む行動ととることになる。保護者の状況がいかに客観的に見たときに至らない養育状況だとしても、その背景や思いを想像し、理解しよう

という姿勢を持ち、一緒に先に進むためにはどうしたらよいか対等で協同的な関係性を結べなければ保護者への支援は先に進めない。保護者の中に養育に対する意欲や希望がまったくなく、子どもにとって何の利益もないのであれば施設入所などの保護につなげるが、そうではなく家庭の中で地域の中での養育を支援するという選択をするのであれば、保護者を受け入れ、評価するのではなく客観的な状況を伝えながら一緒に考えていける発想が支援者の中で共有され、そのための具体的な支援の仕組みが不可欠である。

学校にしても児童相談所にしても、基本的には子どもを守るために子どもの味方として大きな影響や実行力を持つが、それに比べて養育者の味方になる存在はあまりにも少ない。さらには地域生活を送る中で日々の困りごとに対して手伝ってくれる支援メニューもまたほとんどないのが実情なのである。今後は親と家庭を支えるための発想や仕組みが地域ぐるみで構築される必要がある。そのためには保護者自身が支援という機会にどうやって主体的にメンバーとして参画していくかが一つのカギを握る。

② 学校を中心とした体制づくりの可能性と必然性

学校で相談支援を行ってき改めて感じるのは学校が子どもたちの存在や実態を把握する絶大な力を持った社会資源であることである。義務教育の期間は少なくともその地域に存在する子どもたちについて情報は把握でき、学校に所属していることによって状態像も把握しやすい。これが高校中退や学校卒業後ではどこの支援にもつながっていない場合には存在すら誰も知ることなく家庭内に深刻な課題が潜在化することが多くある。また先生たちの多くは経験から支援を必要とする子どもや家庭を見つける力を備えている。何か心配だ、ちょっと気になるなど実に子どもや家庭の様子について見抜く力量を持っているのである。ただし、その気付きが必ずしも支援につながっていないことに大きな課題がある。SSWの実践を通してそ

うした学校に備わっている特徴や得意分野を生かすことで地域の支援体制が検討され、構築される可能性と必然性を痛感している。

しかし一方では学校への過剰な期待や不当な責任追及などのマスコミや世間からの風当たりは大きく、教員の過剰労働も深刻化しており、可能性を持った学校がその機能をうまく発揮できるような周囲の理解や支え、制度的の在り方の検討を含めて社会全体として取り組まなければ実現できるものではない。

③ 具体的なケースを通じた実動を伴う連携を

こうした現状に対応するためかねてより重要とされているのが関係機関の連携である。学校や児童相談所など一部の専門機関のみならず、地域の資源が総動員で知恵を絞り、意見を出し合い連携して取り組まなくては今の子どもたちや家庭を取り巻く課題に対応できない。そのために制度的には要保護児童地域対策協議会が位置づけられ、そうした地域の実情を日常的に共有化し、地域の解決力を高める狙いがあるが実際に機能することは少なく、形式的な集まりになっていることが多い。連携はネットワークをつくることが目的ではなく、あくまでも必要な支援が一人ひとりに届くために行われるべきものであり、具体的な支援を通して必要性に基づいたネットワークが作られることが望ましい。そうした意味では個々のケースに関しては関係する機関が一堂に会して議論する機会としてケース会議が重要視され多く開催されるようになってきており、具体的なケースを通じたネットワークづくりの必要性は認識されつつある。しかしながら、関係者が集まり情報共有をするだけでは支援の進展はせず、単に支援者の悩みや困りごとを確認し合っただけで終わってしまうことも多い現状もある。今後は形式ではない実務的なケースを通じた連携を具体的な支援実践を協働していくことによって促進することが重要になる。そのためには繰り返しになるが、支援実践における当事者の役割や参画を抜きには困難であろう。

④ これからの地域に必要となる支援メニュー

子どもや家庭を取り巻く様々な課題をキャッチする機能を学校が果たし、児童相談所などの児童福祉分野やSSWと連携して相談支援体制がなされたとしても今の地域社会にはあまりにも生活を支える資源がない。世帯に何らかの障がいが存在するならばまだ障がい福祉サービスを活用することで手立てを講じる可能性が広がるが、障がいがない場合の家庭生活支援メニューは実に乏しい。また、障がい福祉サービスに代表される福祉サービスはその対象として制度的な認定やラベリングをされなければ活用できないことから受ける側の抵抗感や拒否感、後ろめたさなどが付きまとう。そうした課題を踏まえ、今後の地域の中に必要となる支援メニューをいくつか挙げたい。

・予防的な幅広い子育て支援体制

何か課題や悩みが浮上してから対処する支援ではなく、そもそも地域の中には子育て中の保護者が孤立することなく、気軽に活用できる支援メニューが必要である。保育サービスも量的な充足はもちろんのこと、養育上の必要からも利用できる仕組みや、発達障がいや育てにくさを持った子どもへの対応や車の保有が基本はできない生活保護世帯への送迎の問題などフレキシブルな保育メニューがあれば早期に支援に結び付くことになる。また、子連れで気軽に立ち寄ることのできる飲食店や子育てサロン、託児つきの娯楽サービスも重要である^{xiii}。そうした場合は主に乳幼児期の親子を対象に増えつつあるが学齢児を持つ親たちの場に関しては手薄になっている。悩みやつまづきの初期の種が家庭内に潜在化し事態が深刻になることを予防するための支援メニューは欠かせない。

・敷居の低いユニバーサルな居場所

子育てにうまくいかないとき、あるいは子どもが様々な問題を起こした時に「支援を要するから支援を受けてください」と勧められることは決して嬉しいことではなく情けなくみじめなことに感

じることも多い。そのようなときにみんなで作って食べる食事会やボランティア活動やサークル活動、勉強会や講習会、自由なたまり場など地域の中に誰でも気軽にコミットできる居場所の存在は重要となる。たとえば地域の食事会は町内会の婦人部PTA 子育てサークルなど男の料理サークルで作る主体になる人たちが集い、そこに独居老人や単身赴任の方や子育て中のお母さんなど手作りの食事を気軽に食べたい人たちが安価に食べにすることができて、食事を通して緩やかな場を共有できる仕掛けづくりが可能である。そこでは食べにくる人はもちろんのこと、食べにくる人たちの話し相手や食事作りや後片付けのお手伝いも随時歓迎していれば、支援につながった子どもやお母さんに支援を受けることを勧めるのではなく、そこでのお手伝いや活動を勧めることができる。そこに自然と民生児童委員や主任児童委員や学生ボランティアも参加していたら、手伝いにやってきた子どもが食事後に学生に宿題を教えてもらったり、養育の支援が必要なお母さんが地域のサポーターと出会ったりと自然な支え合いの関係を創造する機会になる。こうした場を実現するためには制度や職種を超えた地域のコーディネーション、ファシリテーションが必要となり、実現するための多様な主体が育つ柔軟な政策が求められる。地域にはこれまで子どもや家庭を支えてきた地道な活動が多様にあり、そうした既存の取り組みをリメイクしたり発展させたり工夫ができればそれほど難しいことではない。

・専門的機関の充実

地域生活支援の現場が安心して実践できるためには今の子どもや家庭を取り巻く課題に潜む深刻な背景に対して専門機関と連動した支援が不可欠である。特に多い精神疾患や様々な障がいに関する医療や心理的なケア、虐待やDVなど深刻な体験を経た人々への治療的な関わりができる体制が必要となる。また、専門機関と当事者、生活支援をつなぐためのケアマネジメントを担当するソーシャルワーカーの充実も求められる。その場

合のソーシャルワークはケースワークだけではなく地域の資源を発掘・創出していくようなコミュニティワークの展開が必須である。SSWもそうした支援機能の担い手の一つとして重要な役割を持っているといえる。また、前述の身近で気軽な生活支援と並行してそうした人材を応援したり、相談に乗ったり、要所でアドバイスや調整ができるような生活支援のスーパーバイザー的な支援も必要になるだろう。これまでの専門性とは異なりそうした生活に寄り添う新しい専門家は当事者の尊厳を最大限尊重するような代弁的、ピア的な当事者性に基づいたものにならなくてはならない。親子がホームステイできるような親も子も支援可能な実家的なサポートや主体性をはぐくむアウトリーチ事業などがあげられる。

おわりに

SSWは深刻化する子どもたちや家庭の課題を解決する手段として導入された経過もあり、直面するケースは重く解決には困難を要することが多い。そのために分野の異なった関係者が事態重大さを共有し、情報交換しながら連携する場面が増えており、必要なプロセスであると言える。しかしながら、それらの課題の主体は紛れもなく実際の家庭であり子ども・保護者という尊厳を有する当事者である。どんなに社会的に苦しい状況であっても、解決のための手段や意欲がないように思えても、主体である当事者が意志と希望を持って先に進もうとする方向性が見出せなくては生活課題の解決は不可能である。人はできないところを指摘され、力不足の事実を突き付けられることだけでは希望や自信を失い、支援を拒否し人と関わることを避けようとする。そうした反応はさらに周囲からの厳しい評価をもたらし、悪循環に陥る。

私たち支援者は当事者のものである生活や人生にお邪魔させてもらって支援をするのが役割であり、たとえ結果として正しく周囲から評価される仕事をして、土足でずかずかと我が物顔で当事

者の領域に踏み込むことはしてはならないし、当事者の理解と共感のない支援は根本的な解決をもたらすことは少ない。私はどんな人にも必ず生きるための意欲や将来への希望を見出すことができ、それを少しでも実現する力を持っていると信じている。これからもそれらを見出し、引き出し、環境づくりに力を尽くし、それを手がかりに主体性を最大限尊重した関わりと信頼関係のもと深刻な課題に当事者ともに少しずつ向き合っていきたいと考えている。

文 献

- ⁱ 筆者は障がい児の親として親の会から出発し、NPO 法人の現場でソーシャルワークに携わってきた背景がある。問題意識は常に支援を受ける側の気持ちやエンパワーメントにある。
- ⁱⁱ 2009 年度からは教育委員会に机が設置されて配置される教育委員会方式に改められた。いずれの方式も委嘱という従事形態であり、筆者を含めて本業を持ちながら時間を調整して稼働している。
- ⁱⁱⁱ 札幌市には市が委託をする障がいの相談支援事業所が 15 か所あり、相互に連携や関係機関とネットワークを構築して先駆的な支援を展開している。支援の中で障がい絡むケースは相談支援事業所につなぐことで支援体制ができる場合が多く見られるが、市が設置する自立支援協議会からガイドブックが発行され啓発も行われているにもかかわらず、学校関係者が存在や役割についてほとんど知らないのが実情であった。
- ^{iv} 札幌には複数のフリースクールがあるが、相談ケースのほとんどが貧困層のため費用面で活用できるものが限定される。家庭そのものが社会との接点が少なく、自らフリースクールへ出向くだけの力がない場合も多く、連携しているのは利用料が安価の訪問型のフリースクールのみという実態である。費用面の軽減措置、移動の保障、生活支援との連動など工夫がなければフリースクールの活用は困難である。
- ^v 学校から相談を受けた後に大きな課題となるのが保護者へ SSW をつないでもらうというプロセスである。当事者と学校との問題意識にギャップがあったり、関係がうまくいっていなかったりするときに SSW を紹介することがうまくいかないことはよくある。SSW に対する理解も乏しく、困っているという自覚がない保護者に対し

て「SSW に相談してください」という伝え方は通用しないため、「学校が困っていて、保護者からのアドバイスももらいたいから、学校が相談している専門家に会ってほしい」とお願いしてもらうことで比較的スムーズにつながっている。また学校と密に連携を取りながら、自発的な動機があるタイミングを見計らうことも非常に重要である。

- ^{vi} 本人、保護者との面接は学校で行われることが多いが家庭訪問や関係機関との同行、メールによる相談、情報提供もある。いずれにしても、できるだけリラックスして楽しく話ができるように世間話や趣味など興味のある話をしながら信頼関係を築くようにしている。機械的にアセスメント表に記入するようなことはなく、面接中にほとんどメモを取らない。とにかく話をしたい気持ちが強い場合にはひたすら受け止め、深刻な話でも客観的に聞き取り、伝えようとしていることのニュアンスや気持ちについて言い換えて確認を繰り返して整理していく。一定の方向性への誘導や「こうあるべき」という価値観をおしつけることはもちろんしないし、アドバイスもほとんどしない。当事者の希望や思いを引き出し、整理することに徹している。
- ^{vii} 小学校で相談を受け、先生たちと情報意見交換する中で小学校 3、4 年生が一つのターニングポイントとなることを共通認識している。その時点で何らかの継続的、包括的な支援に結び付けばそれほど事態は深刻化せずに対応が可能であるが、支援に結び付くことなく放置されてしまえば、高校で出会うような深刻なケースは今後も後を絶たないだろう。
- ^{viii} 佐々木千里「学校をひらき支えるスクールソーシャルワーク」『人間と教育』48 号（2005 年 12 月 旬報社 p 102-105）
- ^{ix} 21 の保護者からは SSW 支援及び支援を受けることについてのインタビューに協力してもらった。「同じ立場の人には話しやすい」というピアの立場の重要性や「多くの人に支援を受けることは重い」「苦しいのに相談できなかったのは、自分に対する情けなさ」など支援を受ける側の辛さが語られている。また、厳しい言葉で怒られたり、責められたりするの嫌だけれど、「大変ですね」と同情的なまなざしを向けられることが最も嫌だと語っている。
- ^x 支援のなかですぐ上の兄もまた高校中退をしたまま家にいたが、フリースクールへの同行を希望したことを機に若者サポートステーションへつなげた経過がある。ただし、継続利用はできていない状況であり継続した世帯全

体の支援へどうつながるかは大きな課題となっている。

^{xi} 子どもが自らの権利が保障されるため、ある程度判断できる年齢になったときに本人の意志によって簡易的・部分的に後見人を立てるなどの仕組みができないものかと考える。定額給付金のような個人に支給される給付ももっとも困窮している当事者には届かず、今後スタートする子ども手当についても、保護者を経由するルートしかない中では子どもの利益につながらないケースも多く存在することを見過ごしてはならない。

^{xii} 本人の自立への支援は非常に重要であるが、卒業後も支援が継続しないことが大きな課題となっている。若者を対象とした相談・マネジメント機関がないと学校から

も卒業して、18歳を超え、障がいを持たない若者たちが安心してなんでも相談でき、ケアマネジメントを行う実行力を備えた専門機能が求められている。

^{xiii} 筆者は前職のNPO法人で子育てカフェ、親子ランチ、託児付き岩盤浴など気軽に身近な子育て支援事業の展開し、発達に心配がある親子へ養育が困難な面も含めてサポートする事業も行っており、当事者からの支援ニーズに基づいた多様なメニューの充実の必要性と有効性を実感している。詳しくは拙著『日置真世のおいしい地域づくりのためのレシピ50』（CLC 2009年10月）を参照されたい。